

第1回文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会

世界文化遺産特別委員会議事録

1. 開催日 平成24年4月23日（月）16:50～18:45
2. 場所 中央合同庁舎第7号館東館(文部科学省) 3F1特別会議室
3. 出席者 委員 稲葉委員、岡田委員、河野委員、小浦委員、小風委員、五味委員、齋藤委員、佐藤信委員、清水委員、中村委員、西村委員、藤原委員、惠委員
文化庁 河村次長、石野文化財部長、大和文化財鑑査官、矢野記念物課長、村田参事官、小林世界文化遺産室長、本中主任文化財調査官、西文化財調査官
オブザーバー 金子委員（部会委員）、神崎委員（部会委員）、宮田委員（部会委員）

4. 議事内容

※議題1は、規程により非公開。

- ・ 委員長に西村委員、委員長代理に稲葉委員が選出された。

（傍聴者入室）

【西村委員長】 それでは、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。この世界文化遺産特別委員会は、藤本委員長、そして五味委員長のもとで非常にうまく運営されてきておりましたので、うまく引き継げるかどうかわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。特に今年には世界遺産の40周年の記念最終会議が日本であるということで、日本にたくさんの方が世界から来られるということになっておりますので、非常に重要な情報発信の機会にもなるとお願ひします。

また、今年には日本が世界遺産を批准して20周年だということで、特に文化遺産に関しては20周年の記念誌も準備が進められているということです。また、各地でもプレ会議やポスト会議など開かれるということで、各地でこういう話題が広まっていくとお願ひしますので、ぜひここでまた一段深い議論を世界遺産についてやっていきたいとお願ひしますので、どうかご協力をお願ひしたいとお願ひします。よろしくお願ひします。

それでは、議事に従って進めたいと思いますけれども、2番のところですね、ワーキンググループの設置についてということで、事務局のほうからご説明をお願いしたいと思えます。

【小林世界文化遺産室長】 お手元の資料3と4に基づきましてご説明申し上げたいと思えます。資料3はワーキンググループの設置ということで、本世界遺産特別委員会の決定案といたしまして、世界遺産暫定一覧表の候補、それから世界遺産推薦候補の選定等に関しまして、専門的な観点から十分にご審議を行っていただくためワーキンググループを置くということで、これは前期に続きまして同じ考え方でございますけれども、遺産の種類に応じまして第1から第4までのワーキンググループを引き続き設置させていただきたいという案でございます。

また、第5のワーキンググループは世界遺産全体の課題、将来的な役割などに関する事項となっております。

それから、各ワーキンググループの委員名簿案でございますけれども、事務局のほうで作成させていただきましたのが資料4でございます。こちらも前期に引き続いてお願いしている先生も多数いらっしゃるところでございます。

以上でございます。

【西村委員長】 ありがとうございます。

それでは、このワーキンググループの設置についてご質問あればお願いしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

それでは、この名簿につきまして、この資料3をお認めいただくというのであれば、委員長として指名することになりますので、特にご意見がなければ資料のとおりとしたいと思います。よろしくをお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。それではお願いします、こういうふうにご決定したいと思います。ありがとうございます。

それでは次の議題ですが、世界遺産暫定一覧表の記載資産の準備状況について、概要などにつきまして、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

【小林世界文化遺産室長】 それではまず、本日はこちらの特別委員会の第1回目ということで、世界遺産の概要についてごく簡単にご説明申し上げたいと思えます。お手元の資料5をごらんください。現在、世界遺産条約、ユネスコの条約に基づきまして、本年3月現在で締結国数が189カ国となっております。また、2番にございますように、世界遺

産のいわゆる一覧表への記載プロセスということで、まず暫定一覧表を各国、締約国が提出した後、各締約国は暫定一覧表の記載物件のうち、世界遺産一覧表に記載する準備が整ったものを世界遺産委員会へ推薦することになってございます。こちらにつきましては、現在、条約に基づく指針に基づきまして、1年に文化遺産につきましては1件を推薦できることになっております。これに対して現在21カ国で構成されておまして、日本もそのうちの1つですけれども、21の世界遺産委員国で構成される世界遺産委員会が、世界遺産一覧表への記載の可否を決定するというプロセスになってございます。現在、世界遺産全体で936件、うち文化遺産が大変多くて725件となっております。

また、我が国の世界遺産一覧表に記載されております世界遺産は、現在、文化遺産が12件、自然遺産が4件となっております。

また、5番のところですが、我が国の暫定一覧に記載されている物件は、現在推薦中の鎌倉と富士山を含めまして文化遺産が12件、それから自然遺産がない状況になっております。なお、平成4年のときに記載いたしましたのは、当時、平成18年、19年度までは国が推薦を決める形になっておりましたけれども、平成18年と19年度に自治体から公募するという制度に変えまして、その後、各自治体からご推薦いただいているもので、世界遺産、こちらの特別委員会でご審議いただいて、暫定一覧に載っているものが現在12件ということでございます。ただし、このうちの1件、国立西洋美術館につきまして、フランス政府中心に6カ国で進めるコルビュジェの建築作品の1つということでございます。

2 ページ目に推薦のプロセスについてご説明させていただきたいと思っております。暫定一覧表に載ったものにつきまして、順次、準備が整ったもの、つまり具体的には顕著な普遍的価値の証明ができるものと、それから、何らかの保全方策の措置が確保できたもの、これは例えば文化財の指定ですとか選定などの手法をとることが多いわけですけれども、そのような準備が整った資産から順次推薦を決定するという形で進めております。こちらの世界遺産特別委員会にお諮りし、その後、今度新たに設置されました世界文化遺産・無形文化遺産部会、それからその後政府としての決定を行うために、外務省主催の関係省庁連絡会議で決定される仕組みとなっております。

そのようにまず推薦書の暫定版というのを秋に提出するので、そのためのご審議をいただきまして、同じようなことを正式版の推薦書を2月に提出する際にも手続をとらせていただいているところでございます。正式な推薦書を出した後は、専門家で構成された国際NGOであるイコモスの審査を受けまして、それが大体例年5月ぐらいに結果が出ますけ

れども、そのイコモスの評価結果に基づいて世界遺産委員会で登録の可否が審議されるということでございます。世界遺産委員会の決議と、イコモスも同じでございますけれども、4段階の決議で、2ページ目の下のほうですけれども、結果が出されることになっております。

また3ページ目には世界遺産一覧表への登録基準をご紹介させていただいておりますが、これは条約ではなくて、世界遺産条約のための作業指針に規定されているものでございますけれども、一部だけをごく簡単に取り出したものでございまして、パラ77あるいは78でそれぞれ基準が規定されておりますが、77のほうは、いわゆる普遍的な価値の基準ということで、文化遺産につきましては1から6の部分が該当、適用されることになっております。複数または単独で適用されますけれども、6番の規定については単独では使えないということございまして、パラ78で詳細は省かせていただきますが、完全性、及び真実性の条件なども満たしている必要があること、それから、確実に保護を担保する適切な保護管理体制がなければならないという大変厳しい基準になっております。ごく簡単でございますけれども、以上です。

【西村委員長】 ありがとうございます。ということで、まずは概要についてご説明いただいたわけですが、何かこのところでご質問等ありますでしょうか。皆さんこれはよくご存じのことかもしれないです。

では次に進みまして、次からが中身の議論になるわけですが、暫定一覧表記載資産の準備状況についてということで、資料6を使いまして、また事務局のほうからお願いいたします。

【小林世界文化遺産室長】 それでは資料6に基づきましてご説明をさせていただきたいと思います。本件は平成24年3月1日を基準日としまして、昨年度における暫定リスト記載案件にかかる進捗状況について、各自治体からご提出いただいたものでございます。この内容、資料6の中で、個別に枝番になっておりますけれども、各個別の資産につきまして、資料の内容につきましては、基準の適用の考え方ですとか進捗状況、スケジュールなども含めまして、基本的には自治体に作成していただいた内容をそのまま記載させていただいております。暫定リスト記載案件のうち、「武家の古都・鎌倉」と「富士山」につきましては、既にユネスコに提出しているということで、本件の対象とはしておりません。

また、事務局のほうから暫定リストに掲載された順番に簡単にこれから説明をさせていただきたいと考えております。

まず、彦根城が資料6-1でございます。まずこちらの資産につきましては、防御にさまざまな工夫をこらした城郭構造や城郭建築物とともに、書院をはじめ、能舞台や茶室、庭園などで構成される御殿が良好な姿をとどめており、江戸時代の大名文化を明瞭な形で追認することができる資産となっております。構成資産などですが、城郭と御殿などに限定してその他をいわゆるバッファー・ゾーンとしたことが昨年度からの大きな変更点でございます。

今後の作業でございますけれども、10ページをお開きいただきますと、自治体におきましては類似資産との比較研究、それから保存管理計画の策定作業などに取り組んでいくこととしております。文化庁といたしましては、比較研究を通じて全体のコンセプトと資産範囲をどこまでとするかなど、主張する価値を明確にすることが今後の課題だと考えているところでございます。

また、次に資料6-2でございますけれども、富岡製糸場と絹産業遺産群でございます。こちらの資産は高品質な生糸の大量生産の実現に貢献した養蚕と製糸の技術交流と技術革新をあらわす、相互依存し合う1つの資産群を形成しておりまして、この集合体は日本の近代化のみならずアジア、世界の絹産業、絹の大衆化に大きな影響を与えたものであります。構成資産などですが、学術委員会、及び国際専門家会議のこれまでの議論を踏まえまして、平成23年、昨年10月の国際専門家会議の議論を経て、富岡製糸場と深い関連を持ち、技術の交流と革新の場である富岡製糸場、田島家住宅、高山社跡、荒船風穴の4資産に現在絞り込まれております。

5ページの6のあたりをご参照いただきますとその説明がございます。また、具体的な範囲などは、10ページに位置などの地図がつけてございます。

今後の準備スケジュールでございますけれども、8ページをごらんいただきますと、個別資産の保存管理計画につきましては、一部本年に完成予定のものがありますけれども、包括的保存管理計画も既に準備されておりまして、また、唯一残っております田島家住宅につきましても、本年8月ごろの史跡指定を予定して準備しているところで、これをもって法的保護体制もほぼ完結するというところでございまして、自治体側としては本年度に推薦書を提出することが可能というふうにしていただいております。文化庁といたしましては、推薦書案の細かな書きぶり、例えば用語の統一ですとか、あるいは、その価値が明確に伝わるような仕上げに向けたブラッシュアップ作業を行っていくことが重要だと考えているところでございます。

続きまして資料 6-3、飛鳥・藤原の旧都とその関連資産群の準備状況でございます。こちらの資産は 6 世紀末から 8 世紀初めにかけて、律令制等による新たな国家の形成過程をあらわす累代の天皇・皇族の宮殿をはじめ、それに附属する苑池などの諸施設や当時の有力者の墳墓などの遺跡群でございます。

構成資産ですが、11 ページをごらんいただきますと、28 件の古墳などで構成されておりますが、そのあり方、あるいは全体の価値の主張などについても検討が現在なされている段階でございます。今後の準備スケジュールですが、10 ページをごらんいただきますと、自治体におきましては例えば昨年度実施した類似資産との比較調査などを踏まえた価値の証明、それから国際シンポジウムなどの国際的な理解促進などを本年度実施していきたいとしているところでございます。文化庁といたしましては、全体として主張する価値、あるいはコンセプトを今後明確にすることが現段階での課題と考えているところでございます。

資料 6-4 でございます。こちら長崎の教会群とキリスト教関連遺産でございます。こちらの資産は長崎地方にもたらされた 16 世紀及び 19 世紀の西洋文化との出会いの中で生じた日本におけるキリスト教の伝播と浸透のプロセスを示す資産でございます。構成資産ですが 4 ページを、中段のところと、13 ページをごらんいただきますと、平成 24 年 3 月の長崎の世界遺産学術会議の議論を経て、12 資産を長崎県内の資産として整理がされたところでございます。あと熊本県の天草市の資産、崎津と今富集落につきましては慎重な検討を要することとされているところでございます。

今後の準備スケジュールですが、幾つか個別の保存管理計画の策定や、包括的保存管理計画の暫定版を精査するなど、必要な作業が残っておりますが、自治体側としては本年度に推薦書を提出したいとの希望を伺っております。文化庁としましては、資産及びバッファ・ゾーンの範囲、それから法的保護規制などにつきまして、残る課題を整理していく必要があると考えているところでございます。

続きまして資料 6-5、北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群でございます。こちらは日本列島の中で縄文遺跡が濃密に分布し、縄文文化の中核的な地域であるところですが、この資産は縄文文化の顕著な要素を含み、また、海岸部、内陸部などに立地し、縄文文化のありようを如実に示しているものでございます。構成資産などは 10 ページをごらんいただきますとリストでございますけれども、専門家委員等の議論をこれまで重ねまして、現時点では 15 件の遺跡、貝塚などで整理されているところでございますが、一部法的保護施策

が実査されていないものがあり、バッファー・ゾーンの範囲もさらに検討中ということでございます。

今後の作業につきましては、自治体側として、本年度は包括的保存管理計画の策定や、顕著な普遍的な価値の検討などを進めていくこととしています。文化庁としては、これらに加えて、構成資産のほぼすべてが考古遺跡であるということから、資産範囲やバッファー・ゾーンとして守るべき価値の考え方、あるいはそのための手法などを明確にして、範囲の確定などを今後行っていくことが課題と考えているところでございます。

続きまして資料 6-6、九州・山口の近代化産業遺産群でございます。この資産は 30 あまりの数多くの構成要素からなる資産でございます。1850 年から 1910 年にかけて築かれた近代の産業遺産と、その社会的経済的背景を共有する構成資産から成り立っているということでございます。構成資産につきましては、平成 21 年度の本世界遺産特別委員会でご審議いただいた時点とは大分変わってございますけれども、現在は 11 ページをごらんいただきますと、大きく分けて 9 つのエリアで整理されているところでございます。11 ページに図面がございまして、具体的には 9 ページに構成資産のリストがございまして、3 ページに推薦に向けた課題、稼働資産の保護に関する課題の中にございますが、平成 23 年 3 月に内閣官房を事務局とする産業遺産の世界遺産登録にかかる関係省庁連絡会議が設置されまして、先日 3 月 23 日に開催された、同じ第 3 回の会議で、今度こちらの手続、いわゆるプロセスについて取りまとめが政府の中で行われたところでございます。この件につきましてはまた後ほど報告事項でご報告させていただきたいと思っております。

続きまして資料 6-7、宗像・沖ノ島の関連遺産群でございます。この資産は、葬送と祭祀が未分化であった古墳時代の自然崇拜から最終的に社殿祭祀へと変化した日本固有の信仰における崇拜形態の変遷を示し、長期にわたって信仰の跡をたどることができる資産でございます。構成資産ですが、8 ページをごらんいただきますと、これまでこちらの専門家委員会などで議論を重ねて整理された、現時点で大きく分けて 5 つのグループで整理されているところでございますけれども、資産とバッファー・ゾーンの範囲などについてはまだ線引きされていないところでございます。

今後の作業につきましては、自治体側としましては、本年度は包括的保存管理計画の作成などを進めていくこととしております。文化庁としては、構成資産とのそれぞれの間の関係性をより強固に整理した上で、主張すべき価値を今後明確にしていくことが課題だと考えているところでございます。

続きまして資料 6-8、金を中心とする佐渡鉱山の遺跡群でございます。こちらにつきましては、産業革命以前の世界各地で失われた鉱山技術の痕跡が遺存するというもののほか、中世から近代における鉱山技術、及び経営システムの各段階を代表する技術の集合体でございます。また、集落、町並みなども残っておりまして、各段階の文化的伝統を示す物証ということでございますが、構成資産は 9 ページにございまして、現時点では 11 件に整理されております。バッファー・ゾーンと資産の範囲については、まだ具体的な線引きなどはされていない状況でございます。

今後の作業としましては、11 ページにございますように、自治体側としては、本年度は既に世界遺産となっております石見銀山との共同研究を行うなど、類似資産との比較研究を行い、コンセプトの確定を進めていくこととしています。文化庁としては、主張すべき価値を明確にした上で、資産構成を確定していくことが課題と考えております。また、特に極めて大規模な鉄筋コンクリートづくりの建造物が資産に含まれておりますため、こういったものの保全方策のあり方についても並行して議論していく必要があると考えております。

続きまして資料 6-9、百舌鳥・古市古墳群でございます。こちらの資産につきましては、4 世紀後半から 6 世紀前半に営まれた仁徳天皇陵古墳、応神天皇陵古墳、履中天皇陵古墳などの巨大古墳をはじめ、さまざまな規模、墳形の 87 基からなる古墳群でございます。それぞれ規模や墳形に格差を有しつつ、階層的に築造されておりまして、我が国の国家形成過程を考える上で学術的価値が高いものでございます。構成資産でございますが、8 ページをごらんいただきますと、現時点では一覧表には 82 件に整理されておりますが、バッファー・ゾーンの範囲の線引きについては今後検討中ということでございます。

今後の作業につきましては、7 ページをごらんいただきますと、自治体側としては本年度は構成資産の史跡指定の作業や、類似資産との比較研究に基づく OUV の精査などを進めていくこととしております。文化庁としてはこれらに加えまして、周堤、周濠等の墳丘の周辺部分をどこまで資産に含めるか、その保護施策についてどのように考えるかなどについて議論を積み重ねていくことが課題だと考えております。

最後に資料 6-10 でございますが、こちらは少しほかの資産とは先ほど申しましたように事情はちょっと異なりますけれども、暫定一覧に掲載されている案件としてご報告させていただきたいと存じます。こちらは、ル・コルビュジェの構成資産の一部としての国立西洋美術館の本館ということですが、ル・コルビュジェはパリを拠点に活躍した建築家・

都市計画家でありまして、建築・都市計画のみならず、絵画、彫刻、家具などの制作にも取り組み、小住宅から国連ビルの原案まで、幅広い創作活動を展開したということで有名でございますけれども、こちらの資産は世界各地に所在するル・コルビュジェの建築・都市計画作品のうち、6カ国に所在する19の資産について、一括して世界遺産に登録しようとしたものであります。ただ、その後、第33回の世界遺産委員会におきまして、まず情報照会Rの決議を受けまして、2年後の第35回世界遺産委員会におきましては記載延期という決議を受けましたことから、現在、次の再推薦の方向性などについて、フランスを中心として推薦国とイコモスとの対話などが開始されたところでございます。

大変長くなりましたが、以上でございます。

【西村委員長】 ありがとうございます。

これに関して皆さん、ご意見やご質問もあろうかと思しますので、少し時間をとって議論したいと思います。

では、私のほうから。スケジュールを見ていますと、かなりのところが二、三年後に提出するというので、随分バッティングしそうな感じですが、1件しか文化遺産推薦できないわけですよね。こういう調整というのは具体的にはどんな感じで進めることになるのでしょうか。

【小林世界文化遺産室長】 まさにこちらの特別委員会の先生方のご助言が大変重要だと考えております。もちろん、この下のワーキンググループでもそうですけれども、本日は、とても短時間でご説明申し上げなければいけなかったのですけれども、明らかに客観的にそれぞれ進捗状況が細かく見ていくと違いますし、ユネスコの世界遺産委員会における審議の状況なども踏まえていただきながら、どのような対策が必要か、こちらの特別委員会、あるいはワーキンググループでぜひ専門的な見地からしっかりご審議いただくことが大事だと思っております。その中でやはり客観的に見ても進んでいる、これなら出しても通る、そういうものをぜひ推薦していくためにご助言いただけたらと考えております。

【西村委員長】 はい、ありがとうございます。

それではほかに何かございますか。

【岡田委員】 今ご説明いただいた中で、ワーキンググループの役割というのもご指摘ありましたけれども、そちらのほうはどういうスケジュール、後ほどあるのかもしれませんが、5つのワーキンググループ、特にこのノミネーションに関しては4つのワーキンググループが関係するかと思いますが、その辺はどういう頻度でこの特別委員会との関係が

持たれるのかというのを、少し説明していただけますでしょうか。

【小林世界文化遺産室長】 9月に暫定版の推薦書を取りまとめて提出しなければいけないということで、こちらの特別委員会、あるいは、今回新しくできました無形遺産と世界遺産の部会でご審議いただく、関係省庁連絡会議でご審議いただくことを逆算しますと、大体5月から6月にかけて各ワーキンググループで、それぞれのワーキンググループにご審議いただく必要のある案件についての進捗状況からご審議いただきたいと考えております。ほんとうは何度も開催してご審議いただけたらとは考えておりますけれども、なかなかスケジュール上難しい場合は1回になってしまうかもしれないかと考えておりますが、こちらの次の世界遺産特別委員会の前に、各ワーキンググループでご審議いただきたいと考えております。

ただ、明らかにまだワーキンググループにお諮りしても、次回の推薦にかかるものではないものは、場合によっては少し違うタイミングで、推薦に出すかどうかというよりは、その中身、現在検討している方向性で問題ないかどうかなどについて、別の観点でご審議いただければと考えております。

また、そのワーキンググループにお諮りするかどうかは文化庁のほうで事務的に判断をさせていただきまして、大体、そろそろ準備が整ったかなというところでお諮りしたいと考えております。

【西村委員長】 よろしいでしょうか。ほかにいかがですか。

【恵委員】 恵です。資料6-6のご説明、後ほど3ページの対応状況のことについてはご説明があるということでしたので、それをお聞きしたいと思うのですが、例えば、後ろの11ページの図に、11番と30番のことについては、場所が非常に、岩手県釜石ですとか、静岡県伊豆の国市とか、そういう意味で飛んでいる箇所を、比較の対象として検討するという意味で理解したらよいのか、本来1ページの所在地の部分にはこちらの2件は記載がないので、この資料、準備状況のご報告を受ければわかる話なのかもしれないのですが、そのことはどのように今理解をしておいたらよろしいでしょうかということをお教えください。

以上です。

【小林世界文化遺産室長】 資料6-6の1ページ目に、岩手県釜石市と静岡県伊豆の国市というのが入りまして、これは実は平成21年度にこちらの世界遺産特別委員会でご審議いただいたときには入っていなかったものでございますが、今、恵委員のほうからご指摘

いただきました11ページのエリア4の11番、それからエリア9の30番、反射炉ですけれども、こちらにつきましては構成資産の一部ということで、今、30ほどございますけれども、その中の1つということでございますので、比較検討の構成資産ということではございません。

【惠委員】 1 ページ目のほうはちょっと私が誤解しておりました。それで、当初のご提案があったときに、九州・山口のというタイトルでしたので、それが東北とか静岡とかまで広がったという理解でよろしいわけですね。

【小林世界文化遺産室長】 はい。

【惠委員】 はい、ありがとうございました。

【西村委員長】 ですから、おそらくタイトルもそれにふさわしいもの変わっていく可能性もあると思います。九州・山口だけではなくなりましたからね。

ほかいかがですか。

【五味委員】 それと関連しますが、縄文の、これは日本全国に遺跡があるわけで、北海道・北東北ですか、そこに限定するようなこういうふうな明解な論理みたいなのが出されているのかどうか。

【西文化財調査官】 そのあたりが今、北海道・北東北に関係されます自治体でいろいろ委員会とか専門家の先生にご議論いただいている中で1つの大きなテーマと申しますか、部分にはなっております。いわゆる一体的なある種の文化圏として説明ができるだろうということで、それを前提に、その構成資産の積み重ねをしておりますけれども、やはり当然縄文時代の遺跡そのものは日本全国にございますので、最終的にはその部分を推薦書の中で明確に打ち出した上で、この地域、その中で価値を主張するに至る資産はこれとこれとこれという説明が明確にされることが、ある種のハードルと申しますか、必須条件ではあるかと思えます。

【西村委員長】 議論の途中であるということですね。

【中村委員】 中村です。実は、6-7の宗像・沖ノ島の関連遺産群ですね、ちょうど1月前ぐらいでしたけれども、うちのほうで、山陰のほうですけれども、テレビ番組で1時間半ぐらいだったかと思えますけれども、ここの状況が放送されまして、非常に興味を持って見せていただきました。非常に深い歴史はあるのですけれども、ただ心配しているのは、小島であるということで、島なので、保護とか保存とか警備とか、そういう問題はどの程度今まで審議されているのかとか、ワーキンググループでも話し合いされているの

か、ちょっと私もわからないところで言うのはおかしいのですけれども、ああいう小島で孤島ですから、あの映像では神官お1人が守っていらっしゃるという雰囲気でした。だけれども、今の時代ですから、言葉は悪いですが、だれかが、不審者が入って行って、そのものを探すというようなことがあった場合、そういう心配もちょっとしまして、非常にいい映像だったものですから、なおさら調査とともに、保存とか警備とかそういうものも考えていく必要があるんじゃないかなと思った次第です。

【西村委員長】 その点いかがでしょうか。

【西文化財調査官】 先生ご案内のとおり、沖ノ島は孤島で行くのも非常に大変でございますので、今まで地元をベースとした委員会で先生方ご審議をいただいている中では、沖ノ島自体が保存が難しいという議論はむしろなかったかと思います。そういう意味で、人が入ることが神聖な地域として制限をされていて、かつ港の一部分が避難区になっておりまして、そこがちょっと特殊ですが、人が常に入る状態にないということで、かなり守られているという状況はあろうかと思いますが。ただ、今後、推薦作業が進む、あるいは推薦をして世界遺産になると、当然、非常に注目が集まって、1つは、きちんと手続を踏まずに入られてしまうということも当然あるでしょうし、あるいは、入れてほしいという声があることも可能性としてはありますので、そのあたりを今の神域としての島のあり方と、そういうある種の不審者と言うとちょっとあれかもしれませんが、そういうもの等をどう対処していくかというのは今後の課題になるかとは思っています。

【中村委員】 はい、ありがとうございました。

【小浦委員】 すみません、きょう、私、学会のほうの委員会があって失礼させていただかないといけないので、まだちょっと状況がよくわかっていませんので、よく勉強させていただきたいと思うのですが、この中で稼働しているものがありますよね、そういった今動いていて、変化が前提になるような場合は、どういう考え方をするのか、もしよろしければ教えていただきたいと思います。保存管理という意味において。

【小林世界文化遺産室長】 「稼働しているもの」の定義にもよるかと思うのですが、前、本特別委員会でご審議いただきましたときにも、お寺も稼働しているというご指摘もございました。ただ、今回は、産業遺産に関していわゆる稼働している資産としましては、現在実際に暫定一覧表にございます、九州・山口の近代化遺産群の中で、先ほどの資料をごらんいただきますと、例えば、いわゆる八幡製鉄所ですが、現在の新日鐵の敷地内にある一部のものですとか、あるいは長崎造船所、三菱造船所のドックですとか、そう

いったほんとうに企業がまだ使っているようなものについて、稼働中ということで現在捉えられているところでございます。

【西村委員長】 これに関して資料8が、後ほど説明していただくということですね。

【小林世界文化遺産室長】 はい、後ほどそちらに資料8の最後に「稼働中の産業遺産」の定義などもございます。

【小浦委員】 では、また聞かせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【西村委員長】 要はさまざまな法律を使って、日本の国として守っていくような仕組みにするということですよ。

【小林世界文化遺産室長】 すみません、保全方策についてご説明漏れてしまいましたけれども、まさにそういう例が今回初めてでございますので、一番適した手法でということと考えております。

【西村委員長】 あと今日は最初の会ですので、どなたも一言ぐらひは発言していただくということですので。これに限らず、何かどこかでコメントいただければと思いますけれども。ほかいかがでしょうか。

【佐藤（信）委員】 今は暫定リストに載っているものの検討ということだと思うのですが、暫定リストに載っているもの同士の横の、当該遺産の国際的とか比較研究はされていると思うんですけれども、横のつながりみたいな、それで最近のイコモスとか、ユネスコ・イコモスの考え方とか、さまざまな状況について、横で情報を交換するような場所は、例えば文化庁のほうで提供されているのかどうかというのを伺いたいのが1点です。

もう一点は、これは暫定の話の中では質問してはいけないのかもしれませんが、今年推薦した、鎌倉と富士山についても、多分アフターケアといいましょうか、これからがまた正念場かなと私は思っているんですが、その見通しなどをお聞かせ願えればありがたいんですが。

【小林世界文化遺産室長】 それでは、まず1点目の横の情報ということでございますけれども、先生のご指摘の意味を取り違えているかもしれませんが、大きな世界遺産委員会での流れですとか、イコモスの流れというのは、我々も世界遺産委員会などに出席させていただきまして得た情報を、それぞれ今準備中の自治体に情報提供させていただく場なども用意させていただいております。

また、各自治体でご検討いただいているさまざまな学術委員会などでご協力いただいて

いる多くの先生方からもそういう情報を適宜入れていただいていると感じております。

また、そのほか、こちらのワーキンググループなど、そういう場におきましても、必要な比較、調査という関係でもご指摘をいただくこともございますけれども、先生がイメージされているような組織だった形ではないかもしれませんが、適宜そのような情報は入るといって、文化庁の文化財調査官のほうからも他の地域のことなど、いろいろな情報は提供させていただいているところでございます。

【西文化財調査官】 先生方ご案内のとおり、次の大きなステップといたしましては、夏から秋にかけてイコモスの現地調査の方が来られる予定でございます。富士山につきましては、ご案内のとおり非常に広大な地域にわたっておりますので、かつ、富士山に基本的には登るということを想定しておりまして、としますと、秋の遅い時期になりますと富士山に登れなくなってしまいますので、その辺の時期等についてイコモスと調整をしなくては行けない。ただ問題は、なかなかイコモスのほうが早めに決めていただけるわけでもないところがございます、その辺はいささか苦慮している部分はございますが、それぞれの自治体と細かいいろいろな相談を開始しております。

それから、鎌倉につきましても、富士山ほどではございませんが、全体の山域を含むということで、非常に資産の面積多くございますので、あともう一つは、富士山と鎌倉同時というわけにはまいりませんので、その間の日程の調整も必要ですので、実際のルートはどうするかですとか、あるいはこういった形でうまくプレゼンをするかということ、それぞれの自治体と文化庁で今協議を開始しているところでございます。

【小林世界文化遺産室長】 これは富士山・鎌倉に限らずなんですけれども、例えば、昨年、紀伊山地の台風のときですとか、やはり一度登録した資産につきましてもいろいろなフォローアップが必要で、かつそれは文化庁だけではなかなか難しい場合がある、特に富士山なんかもそうですし、さまざまな省庁、環境省さんですとか林野庁さんのご協力を得てやっていますので、今後、できましたらもう少し関係省庁の、今は登録をするときに集まってという形式的なものになっているんですが、もう少しその部分を文化遺産の保全方策を関係省庁でもっと実質的に議論できるような場がつかれないか、今、他省庁と調整させていただいているところでございます。また進展ございましたらご報告させていただきたいと思っております。

【西村委員長】 よろしいですか。関連してですけれども、資料6で準備状況報告書は、これは公開されているんですか。これが各暫定一覧表に載っている、今説明があった資料

6 のものですがね。

【小林世界文化遺産室長】 本日の会議資料などでは、配付させていただいておりますので、自治体のほうからもその公開が前提でいただいているものでございます。

【西村委員長】 少なくともこれぐらいの情報はそれぞれの自治体が共有できているということですね。

【小林世界文化遺産室長】 去年のものはホームページに会議資料として出てございません。

【西村委員長】 そういう意味では、ある程度はそれぞれの進捗の目標年度なんかもわかっているということですね。

【藤原委員】 藤原でございます。シリアルノミネーションの観点から言ったときに、そのコルビュジェの問題というのが先ほどご説明されましたが、一方、九州・山口の近代化産業遺産群に関しては、先ほど恵委員からご質問がありましたように、随分離れたところのものが入るんじゃないか。一方、今度は長崎の教会に関しましては、熊本県の天草のものがいろいろ議論になっているんじゃないかと思うんですけども、そこら辺は何かこの委員会がある種のシリアルノミネーションを考えていく上でのオーソライズした、何か1つの盤石というか、しっかりした考え方を持つのか。それとも、1つ1つの現場で議論する中で考えざるを得ないのか、そこら辺どのように考えたらよろしいでしょうか。

【小林世界文化遺産室長】 端的にお答えいたしますと両方だと思いますが、ただ、現状ではどちらかというやはり各構成資産の性質によってということが一番大きくなりますので、各資産の準備をしている段階で、文化庁ですとかいろいろご助言いただいているその分野の専門家、あるいは世界遺産の専門家の先生にご助言いただきながら、考え方を整理しているというのが今の状況かとは思いますが。ただ、ユネスコのほうでもシリアルノミネーションに対する考え方がまだきちんと定まったものがございませんけれども、どういふ議論が世界遺産委員会、あるいはイコモスのほうで行われているかという情報は、適宜専門家委員会などに参加された先生、あるいは我々文化庁が参加した場合には情報提供させていただきまして、この特別委員会の中で、日本としてどう考えるべきか等のご意見を賜れましたら、今度特に日本は世界遺産委員国でございますので、世界遺産委員会の場でも問題提起をしていく、そういうことも考えられますので、お知恵をいただけたらと考えております。

【西村委員長】 よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。

【岡田委員】 まだ発言されていない方もいらっしゃると思います。今の藤原先生のご意見なども含めて、大きな見地から、例えば、産業遺産として日本から提案できるものにはどういうものがあるだろうかとか、あるいは歴史的な価値の上で提案できるものとしては、今、鎌倉が出ていますけれども、一方では古墳があり縄文がある、そういう時代時代で日本から世界に発信すべき価値のあるものはどういうものがあるだろうか、そういう非常に大きな枠組みの議論というのを、いつかどこかでやらないといけないのではないかということ、以前から稲葉さんなんかとも話をするわけですが。そういう機会は今後何か考えられないのかなとかねてから思っています。

【西村委員長】 つまり、暫定リストが地元からの提案を議論しているだけですけれども、そうではない暫定リストの今後のあり方みたいなのがあり得ないかということですね。何かありますか。

【小林世界文化遺産室長】 既に暫定一覧表に掲載されている世界遺産候補がかなりの数ございまして、世界遺産特別委員会でご審議いただいて、暫定一覧表に載っているものがございますので、各自治体のほうでもこれまでかなり一生懸命準備されている状況がございます。そういうものが1年に1件しか出せないという今非常に厳しい状況ではありますけれども、ただ同時に、世界遺産委員会のほうでも議論もやはりいろいろ変化してくるかとも思いますし、そういうことも踏まえまして、今後のことにつきましては、現在、第5ワーキンググループでもご議論をいただき始めたところがございます。今後、第5ワーキンググループでの議論をこちらの世界遺産特別委員会のほうでも、ご紹介させていただいたらと、事務局としては考えているところでございます。

【小風委員】 今回の岡田委員の発言とも関係するんですけれども、長崎もそうです、それから佐渡もある意味そうですし、九州・山口ももちろんそうですが、どれもやはり日本の近代化の特徴ということ、その独自性を打ち出す必要があると言いましょか、そこにオリジナリティーを求める発想があるわけですね。そうなってくると、それぞれの資産で個々に日本の近代化ということばらばらに打ち出していると、どこかで矛盾が生じて、これは可能性というか、わかりませんが、別に意思統一する必要はないと思いますが、先発の世界遺産になった場合の近代化の説明が、後発の広報に対する影響というものが当然出てくることとおそらく考えられると思うんですね。その場合、やはり先ほど佐藤委員がおっしゃったような形での横の連絡というのも必要なのではないかなという気がするんですが、いかがでしょうか。

【小林世界文化遺産室長】 まさにご指摘いただいているとおりでございまして、そこで1つ事務局としましては、文化庁の役割もまさにごにございまして、こちらの審議会でご助言いただくという部分におきましては、こちらの世界遺産特別委員会の場が非常に重要だと考えております。また、後ほどご説明させていただきます近代遺産につきましては1つ別の審議する場ができましたけれども、そちらに対しても、まさにごらんいただきながら、こちらの文化審議会の枠組みのほうからご意見をいただき、提供していきたいと考えております。

【西村委員長】 確かに例えば今の日本の近代化というのを、うまくそれぞれの側面から説明して、戦略的に考えるということですね。何か1つのもので全部説明してしまうと、次が何で必要かと言われそうな感じもするので、うまい工夫が国のレベルでも必要かということですね。ありがとうございます。ほかに何か。

よろしいでしょうか。それじゃあ、次に進みたいと思います。この件に関しましては、先ほど小林室長からありましたように、今後ワーキンググループでそれぞれ議論を深めていっていただきたいと思います。

それでは、次に、既にリストに載っているものの保全状況について、事務局からご報告願いたいと思います。よろしく申し上げます。

【小林世界文化遺産室長】 それでは、お手元の資料7でございます。既に登録されている遺産につきまして枝番になっておりますけれども、本日もご報告させていただきます内容は、平成24年3月1日を基準日としまして、昨年度における世界遺産登録資産の保全状況について自治体から提出いただいたものでございます。こちらの様式はユネスコに定期報告するものを参考に、ほぼそれを踏まえた形となっているところでございます。こちらにつきましては、個々、個別の状況につきまして今ご説明するというよりは、本日は、文化庁がこれをざっと見まして、全体の傾向と特徴的な点について、特に昨年度の動きなどを中心にご報告させていただきたいと考えております。

まず、資産に影響を与える要因といたしましては、いろいろネガティブな要因とポジティブな要因がリストアップされているところでございますけれども、ほぼすべての資産におきまして、昨年度、特に台風あるいは地震などの自然災害が上げられております。これらの2点につきましては、これまでも我が国の資産の共通の課題として常に対策が施されたところでございますけれども、昨年の東日本大震災を受けまして、津波についてもこれまで以上の注意が各資産払われていると考えております。

また、資産の周辺地域、バッファー・ゾーンの内外におけますいわゆる開発行為の問題についても幾つか上げられているところでございます。

あとさらに、道路、下水道等のインフラ整備の影響などもこの中で上げられております。

また、より長期的な課題としましては、集落が空洞化してしまう、保全の担い手となる地域住民の減少などの問題も上げられているところでございます。

また、個別資産ごとの事情といたしましては、まず、紀伊山地におきましては、昨年夏の台風による被害がかなり大きかったことが上げられます。既にご案内のとおり、台風被害によって、一部参詣道を含む斜面が大規模に崩落するなど、大きな被害が出たところでございます。この被害につきましては、所有者、関係自治体のご努力により、現在復旧が進められているところでございますが、参詣道の崩落箇所につきましては、今後の保全管理のあり方を含め、対応方策について検討が進められているところでございます。

また、古都奈良の文化財につきましては、昨年、第35回の世界遺産委員会におきまして、平城宮跡の保全状況について勧告が採択されてしまっております。内容としましては3点ございまして、1つは、京奈和自動車道大和北道路のトンネル建設に伴う地下水モニタリングシステムの進捗状況。2点目は、平城遷都1300年のお祭りの際に設置された仮設物の撤去がおくれていること。3点目は、国営公園事業におけます復元整備について、その根拠などの詳細情報の提供が求められているという3点でございます。これらにつきましては保全状況の問題としてユネスコからも勧告を受けておりまして、来年の、ちょうど富士山・鎌倉がかかる同じ世界遺産委員会でございますけれども、そこでこれらについても審議されるということで、来年2月までの情報提供を日本政府から世界遺産委員会のほうに出さないといけないということでございますので、その準備作業も行っているところでございます。

また、石見銀山とその文化的景観につきましては、昨年ユネスコの世界遺産センターから、高速道路建設に伴い遺跡の一部が破壊されたのではないかとの情報照会がございました。それを我々のほうで確認いたしましたところ、いわゆる緩衝地帯内の梨の木坂遺跡の一部が高速道路建設のために破壊されたことは事実でございましたけれども、地元の島根県教育委員会が国交省と協議を行いまして、遺跡の破壊を最小限に抑制するとともに、将来的に街道遺跡として活用できるよう、工法などの変更を行ったということを昨年、世界遺産センターのほうに報告したところでございます。その後特に世界遺産センターから追加の問い合わせはございません。

また、琉球王国のグスク及び関連遺産群につきましては、世界遺産センターから昨年、やはり資産の視覚的完全性に影響を与える高層建築物の建設に関しまして情報照会がありました。これも確認しましたところ、資産等、あるいはバッファー・ゾーンの中に該当するような事案はなく、バッファー・ゾーンの外の史跡首里城の西のほうに建設中の高層建築物がございまして、世界遺産センターには、いわゆる資産とバッファー地帯には該当はないと。それから、史跡首里城跡からもほとんど目立たないということ、写真などもつけてまして報告をしたところでございます。こちらにつきましても、その後、世界遺産センターから特に追加の問い合わせはないということでございます。

また、最後に、昨年登録された平泉につきましては、現在、構成資産を追加して、追加登録するための検討委員会が自治体のほうで開催されておりまして、間もなく追加登録の際のコンセプトの骨子を取りまとめられると聞いているところでございます。

以上です。

【西村委員長】 ありがとうございます。それでは、この点につきまして何かご質問等ありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

では1点だけ、個別のことで申しわけないですけれども、白川郷で昨年度末に村営の荻町駐車場が廃止されて、同時にJAの駐車場も廃止されて、今までコアゾーンの中にあつた公営駐車場が最終的になくなるということで、非常に進んだわけですね。それは非常によかったと思うのですけれども。一方で、外に大きな駐車場が農地法を違反したり、伝建条例を違反したりしてつくられていて、そのことが公営の駐車場の駐車台数を激減させることになって、その公営の駐車場から保存基金が補てんされる仕組みがなかなか動かなくなっているという、非常に大きな問題が起きているのですね。ですから、こういうところも行政に対して何らかの指導を、地元も苦慮しているようだけれども、国としても何らかの手当ができるといいなと。単なる一個人の問題というよりも、保存基金がうまく回らなくなってしまうような事態は非常にまずいと思いますので、いいことも起きているんだけれども、悪いことも起きていると。おそらくそういうことはほかでも大なり小なりあるのではないかと思いますので、そういう面も目配りしていただけるとありがたいと思います。よろしく申し上げます。

ほかに何か。

【岡田委員】 奈良の報告の中で、昨年、世界遺産委員会で問題にされた3点のうち、現在検討中の復元整備事業についてのご報告がございましたが、いろいろ過去にも議論の

あった太極殿の復元について、この会と申しますか文化庁のほうではどういう理解をされているのか、改めて確認しておきたいと思うのですが。要するに、ああいう遺跡の上に新たに復元建造物を建てるということに対して、いろいろな意見が過去にあって、その中にはかなり批判的なものもあった、ああいうものをつくるべきではないという意見もあったり。それなりにあれは技術の伝承保存の上で非常に貴重なものだという意見もあったり、その辺は、あれの正当性といえますか妥当性は、どのように説明されるのかなというのを、ここでちょっと確認しておきたいと思うのですが。

【矢野記念物課長】 ベニス憲章の原理原則論でいけば、ヨーロッパの遺跡でかなり見られるように、掘り出した石を復元することだけしか許されないのがベニス憲章。実態としては、あれはおそらくヨーロッパ的な発想だろうと考えています。この東洋の木の文化について、世界遺産、例えば殷墟とか平城宮跡もそうですけれども、こういったものについては非常に表現力が弱い。平城宮跡の場合は110ヘクタールございます。そこをもし一昔前の原理原則をそのままいくと、野っばらで置いておけという話になってしまうわけですね。どこまで遺跡の表現力を高めるために復元が許されるかという議論は、文化庁なんかでも非常に古くて新しいというか、年、その年代によってかなり、もうちょっと積極的に認めようよというときと、いや、かなり詳細にこだわってという、行ったり来たりというのがあろうかと思っていますけれども、基本的に我々、遺跡をマネジメントするという観点から、110ヘクタールもの土地を単に草っ原にしておいて、利用されているのは犬の散歩ぐらいだというのは、さすがに行政としてはきついだろうということで、その原理原則は踏まえつつも、ある程度復元という手法かどうか、もちろん復元という手法が最もふさわしいと判断した場合には、その復元も選択する可能性があるという考え方でおりまして、今基本的に太極殿と朱雀門、東院庭園、一部復元されている、今の計画では、今度の築地回廊まで、復元はそこまでで、あとは植栽をする空間であるとか、復元箇所というのはあくまでも110ヘクタールのうちの一部でしかないわけですね。

ということで、いろいろな観点、一番大きいのはサステナビリティというんでしょうか、そういう観点も踏まえてということでありまして、ちょっとすみません、整理がつかなくなりましたけれども、無原則にオーケーということにするつもりはありませんけれども、遺跡の経営の観点からするとやむを得ない場合もあるというのが、文化庁の考え方というふうに考えていただければと思います。

【本中主任文化財調査官】 この点に関しては、ユネスコ側からの指摘は結構厳しいも

のがありますし、また、国内にも賛否両論いろいろあることはよく承知しているんですけども、今、課長から申し上げたとおり、復元の是非だけに限定をして議論していくと、それはまた議論百出ということになりかねないと考えております。史跡管理というのをどういう形でやっていくのか、全体のマネジメントをどう考えるのか。その中でまっ平らになって地下にしか残っていない、地下に良好に残っているんですけども、それをどのように表現していくのかと。それが史跡管理の上でどのような意義があるのか。そこについてはしっかり私たちは発信していかないといけないと考えていまして、これはまだ検討中ですけども、40周年の記念事業の会合も開かれますので、そういったときに、例えばの話、専門家とその辺の意見交換をするなどということがあり得るかどうか、今、検討しているところです。

ですから、あくまで、繰り返しになりますけれども、復元の是非だけで議論したくないというふうに考えていまして、あの110ヘクタール全体をどのように管理していくのかという観点から、復元の果たす役割についてきちんとわかっていただく必要があるのではないかと考えているところです。

以上です。

【稲葉委員長代理】 ありがとうございます。同じようなことですけども、復元されたものを文化財だとすれば、ベニス憲章の是非論になるわけですから、そこに持って行ってしまうとほんとうに議論百出になってしまいますよね。野っ原で置いておくものを、野っ原で置いておけない事情の中でどういう展示物があり得るかというプレゼンテーションの議論だと思いますけれども、本中さんの繰り返しになってしまいましたけれども。

【斎藤委員】 もちろん史跡管理の問題とか復元の是非の問題というのはあるんですけども、この間のイコモスじゃなくて、世界遺産委員会からの指摘事項は、学術的な根拠を示せということですよ。その学術的な根拠をちゃんと示せばいいわけだし、その学術的な根拠じゃなくて記念物課にあるというか、史跡復元検討委員会ですか、そこでやっている話ですよ。そこで一応、学術的な検討はされたというふうに文化庁としては考えているわけですね。

【佐藤（信）委員】 今、第1大極殿はもう復元してあるわけですが、今度、国営公園になりまして、国交省のほうで考えておられるのは、その周りを取り囲む築地回廊と南門の両側にあった楼みみたいな、その部分だけを、管理の目的もあるのでしょうけれども復元したいということで、その具体的な根拠のある復元ができるかどうかも含めて、委員会

をつくって、それを進めておられて。さらにおそらくそれは、最終的には私の想像では、特別史跡の現状変更ということで、先ほど齋藤先生言われたような文化財の委員会、非常に厳しい委員会のクリアを経て、それが根拠があれば許可される場合があるのだらうと思っておりますが、今現在、国交省もそれはちゃんと見越して、かなり厳しい目で見える学識経験者も含めた形で検討をしておられて、まだ図面はできていないと思いますけれども、検討しているという。

ただし、私も実はそれに入っているのですけれども、最初のころ国交省のほうでは、わりと本格的な木造による復元でないタイプの、手抜き形の復元も入れたいという方向であったように私は記憶するのですけれども、最終的にかなり厳しい目で見られて、本格的に復元しますということで今進んでいると思います。ただ、門の構造含めて、まだちょっと、とても絵がかけない状況ではないかと私は感じております。

ただし、もうそれは多分タイムテーブルとしては、順次、国営公園の完成目指して仕事を進めたいということで進められているとも理解しております。

【西村委員長】 何かこの点に関してございますか。

1 つはマネジメント全体ということと、それからもう一つは、先ほど齋藤先生もおっしゃったように、学術的にもきちんとしたところを議論しているという両方がいいと思うんですね。実はこの件に関して、例えば中国の国家文物局の中や、中国イコモスの中にも、例えば中国の紫禁城の復元が動いていて、それを中国の内部の専門家でも心配する人たちが結構多いんですね。そのときに、この問題がよく、日本でこうやっているからということが出されるので、うまく情報提供していただいて、きちんとした議論のもとにして、もっとトータルに考えてやっているのだと、さまざまな復元の手法、例えば平城京の中にありますよね。ここだけに議論を限定しないで、うまく情報発信していただかないと、ほかのところにもうまく、変な形で根拠づけになってしまうというおそれもあるので、ぜひその点はきちんとした形の情報提供をお願いしたいなと思います。

【齋藤委員】 今のところに関しては、私もヨーロッパ系の専門家から、日本は中国や韓国に対して悪い見本を示していると。大分それは誤解があると思うのですよね。ですから、学術的にこういう担保がとれているのだということは、ぜひ積極的に、国際的にもですね、情報発信していただくことが必要かなと思います。

【西村委員長】 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

それでは次にいきたいと思います。次の話題は、世界遺産の最新の状況についてという

ことで、資料 8 以下、お願いします。

【小林世界文化遺産室長】 資料 8 と資料 9 でございます。先ほど途中で話題に出ましたけれども、稼働中の産業遺産に関しまして、さまざま新聞報道等もございまして、本日は今の状況についてご説明をさせていただきたいと思っております。資料 8 は、平成 24 年、今年の 3 月に、産業遺産の世界遺産登録にかかる関係省庁連絡会議において決定された文書でございます。内閣官房の地域活性化を担当している部局が現在こちらを担当しておりまして、そこで取りまとめていただいている資料でございます。

まず 1 枚目に大きな考え方ということで整理されておりますけれども、これはもともと事の発端は規制改革が必要だという話から始まっております、規制改革、制度改革にかかる閣議決定が平成 23 年 4 月に行われまして、そこで稼働中の産業遺産の世界遺産登録について、こちらにかかる関係省庁連絡会議で検討し、新たな推薦登録に向けた推薦のプロセスについて以下のように定めるといってございます。パラグラフ 1 は基本的な考え方ということで、当たり前のことでございますけれども、条約を踏まえまして、稼働中の産業遺産についても世界遺産の推薦にかかる手続は顕著な普遍的価値、神聖性、完全性を有することを明確にすること。それから、登録するまでだけではなくて、登録された後に適切に保全が行われる体制を確保すること。それから、世界遺産の保全をより効果的、効率的に進めるための環境整備が必要だということがまず述べられておりまして、2 番のところ、稼働資産につきましては、稼働資産を担う所有者の意向というものもありますので、そういった意向を尊重しつつ、そういった新たな分野における経験、知見を持っている国内外の専門家の意見を最大限に尊重しながら、遺産価値の適切な保全というものと、それから、それが経営に与える制約の最小化を両立していくために、個別の資産の状況において最も適切な法律に基づく手法、つまり、例えば文化財保護法も入りますけれども、それ以外の法律など、あるいは地方公共団体による条例、それから、所有者との協定などのさまざまな手法を活用することを原則とするということでございます。

それから 3 番のところには、後ろについています別紙 1 の内容でございますけれども、各サイト、30 ぐらいの資産からなるものですが、稼働中の資産につきましても、各サイトごとに協議会を設置しまして、稼働中の資産にかかる保全方策の合意形成、文書にかかる確認、モニタリングなどをしていくと。これ、すみません、私の説明が正確ではなかったんですけれども、例えばこちらの別紙 1 につきましては、稼働資産、非稼働資産、産業遺産の保全に関する内容になっておりますけれども、一般ルールでありまして、具体

的に、例えば別紙1の一番下のところがございますが、九州・山口の場合には、稼働資産については文化財保護法以外の手法と、協議会の枠組みによる保全方策を活用することを原則とするというふうになっているところがございます。

また、1ページめくっていただきまして、パラグラフ4でございますけれども、そういった個々の資産、個別資産だけではばらばらになってしまいますので、全体の案件、例えば九州・山口の例で言えば、九州・山口の近代化遺産全体の観点から保全方策を考える、調整する仕組みが必要だということで、保全委員会を関係する省庁と地方公共団体で設置するというのが別紙2の図でございます。

パラグラフ5のところですが、こういった内容につきまして、プロセスですが、比較的新しい分野であるということも踏まえまして、こういった分野に経験を有する、日本人だけではなくて国内外の専門家を中心とする特別委員会を設置するというので、そこでこの推薦の素案を取りまとめを行うということでございます。

それから6のところですが、その特別委員会における検討に当たりましては、文化審議会、あるいは稼働中の資産にかかる産業に関連するほかの審議会などの意見も、必要に応じてそういったものの意見の提出を求めるということでございます。

また、最後の7番でございますけれども、稼働中の産業遺産を含む案件の世界遺産登録に向けたいわゆる推薦書の提出に当たりましては、政府全体で保全に向けて取り組む姿勢を明確にするという観点から、閣議了解が必要だということに新たになりました。こちらの閣議了解に当たりましては、保全にかかるフレームワークの信頼性を高める観点から、政府が保全に取り組むことを明記していくということでございます。これはパラグラフ2のところでもございましたように、例えば、今までは世界遺産の富士山なども推薦するに当たりまして、ほかの文化財保護法のみならず、自然公園法などほかの法律を使用しておりますけれども、その際には、国のどの省庁がどういう役割をするというのが法律上明確であったということですが、今度はそれとは異なり、新たに自治体の条例ですとか、あるいは所有者との協定を使うということで、そういった新たな仕組みの保全方策にしっかり政府として責任持って取り組んでいくということから、閣議了解を行うということに現在なっております。こちらにつきましては、別紙3、最後のページのフローチャートをごらんいただければと思います。稼働中の資産を含む案件というのが左にございまして、これは例えば事例で言いますと九州・山口の例などが考えられます。現在のところ、暫定リストに掲載されているもので、いわゆる産業遺産として稼働中のものを含むものというのは

九州・山口だけかと思えますけれども、そのような事例と、例えば稼働中の資産を含まない案件ということで、全く別な例えば富士山などがそういう例になるかと思えますけれども、2つのスキームができた。新たなほうのスキームは自治体のほうから暫定版の推薦書の提出がありましたら、先ほど申し上げました日本人と外国人からなります特別委員会で、こちら事務局が内閣官房ですが、そこで意見の取りまとめをしていく。その際に文化審議会などさまざまな産業に関する審議会などにも諮った意見を、そちらの特別委員会に提出するという形になっております。文化審議会のほうは、稼働資産と非稼働と両方の資産について、その文化遺産としての価値にかかるご意見ですとか、あるいはその保全方策が十分かどうかといったような意見を、そちらの特別委員会に出すこととなります。その後、これも今までと同じですけれども、審議会の後、関係省庁連絡会議にかけまして、政府による推薦案を、その中身、あるいはその次それを推薦することについて決定をする流れになっておりますが、先ほど申し上げましたように、今回の稼働中の資産につきましては、さまざまな新たな方策を使うということで、政府によるそういった保全方策の確認を閣議了解という形で行うというふうになっております。

また、これちょっと図がわかりにくいんですけども、右側の稼働中の資産を含まない案件、先ほど申しましたような例えば富士山のような例は、今後は閣議了解が必要なように見えますけれども、現在のこの関係省庁連絡会議の最後の会議での整理では、そちらは今後検討していくということで、まだ閣議了解をするかどうかということは決定しておりませんので、基本的には現在のところは、稼働中の資産を含まない案件について今までどおりの手続というふうを考えております。ただ、これにつきましても、今後何らかの進展がございましたら、ご報告をさせていただきたいと思えます。

なお、下の※の一番上にございますけれども、これは暫定一覧表に掲載する場合の登録手続、つまり、新たに暫定一覧表に載せる、世界遺産に推薦するものを決めるだけではなくて、暫定一覧表に登録する際にも稼働中の資産の場合には同じ流れになりますが、ただ、暫定一覧表に載せる際には、閣議了解は必要ないということになっております。

以上、今回ご報告する稼働中の資産にかかる新たなプロセスについてのご報告でございます。

続きまして資料9ですが、これは全く違う案件でございまして、先ほど委員長のほうからもご紹介がございましたけれども、今年の世界遺産条約がユネスコで採択されて40周年という記念の年でございまして、その世界各地で今いろいろな会議が行われているとこ

ろですけれども、それを締めくくる総括の最終会合を日本で行うことになっております。すみません、資料から抜けておりましたけれども、京都で開催するというので、11月6日から8日までを予定しております。かなりの規模の参加者がこの会議に来るということで見込まれているところでございます。

また、それと関連いたしまして2番のところですが、文化遺産の関係の専門家会合ですけれども、40周年の全体会合とユネスコの世界遺産条約の諸課題について事前に議論を深めていただくということで、既に世界遺産がある場所ということで、姫路、富山、和歌山で事前事後に会合を予定しているところでございます。裏をめぐっていただきますと、姫路と富山は事前にラウンドテーブルで国際専門家会合をじっくりと行いまして、その結果を可能な限り、これはユネスコとの調整になりますけれども、その40周年の京都でまとめる最終会合の京都宣言（仮称）の勧告に盛り込む内容について、せっかく日本でホストする会議でございますので、日本の 이슈を、日本で検討したものを入れられないか。それから、全体会合で十分に議論が事前にできないので、今回の40周年のテーマに合わせた会合ができないかということで、それぞれ5番のところにテーマをご紹介させていただいていますが、姫路につきましては、先ほどもちょっと話題に出ました、奈良文書が2014年にちょうど採択後20周年となりますので、そこで提案されている内容について、再び、今のいろいろな社会の変化、先ほども平城宮跡の奈良の遺跡の保存の仕方、あるいはプレゼンテーションの仕方の話題が出ましたけれども、そういった社会でいろいろ要請されているようなさまざまな状況と、遺産の保存というのを今現在どう考えればいいのか。その中で奈良文書というのが今後どうあるべきか、今までどういう成果があったのか、そういったことを確認する会合を1つ姫路で検討しております。そちらはどちらかということと日本の 이슈ということになるかと思えます。

もう一つは富山のほうで、今回の40周年の会合の大きなテーマが持続可能な発展ということで、すみません、これタイトルが誤っていますけれども、教育ではなくて、世界遺産と持続可能な発展ということで、そのために必要なキャパシティ・ビルディング、どういふことが必要かということで、特に例えばユネスコのいろいろな組織ですとか、大学、そのような専門的な機関がどのような役割を果たしていくべきかといったことを、今回の40周年の大きなテーマにあわせて検討していくということを考えているところでございます。また、和歌山では、もっと広い意味でのシンポジウムが現在計画されております。

情報提供でございますけれども、以上でございます。

【西村委員長】 ありがとうございます。じゃあ、この点に関して何かコメントや補足はありますか。河野先生は、これ、姫路のほうを受け持たれたわけですけど、何かコメントあれば。

【河野委員】 全力を尽くして頑張りたいと思います。

【稲葉委員長代理】 富山のほうですが、まさに白川郷があるところですので、まさに住民参加と環境の保全ということについて考えたいと思っています。

【西村委員長】 ほかいかがでしょうか。

それでは、じゃあこれで一応議事は終わりましたので、今後の日程について事務局からお知らせいただいて、閉会したいと思います。

何かほかの、今日ご発言なかった先生方に、少しご発言いただこうかと思えますけど。五味先生、いかがですか。

【五味委員】 発言しました。

【西村委員長】 ああそうでしたね、すみません。では、清水先生、何か。

【清水委員】 初めてで、いろいろご意見を伺っているだけなのですが、1 つだけ、ほんとうはもっと前に質問すべきだったのでしょうか、例えば、暫定リストになったとき、実際に専門家などが検討されていく中で構成資産が変わってくるというのが、九州・山口だけではなくて、その他の地域でも出ておりますね。そういったことの議論というのは、これはワーキングのほうでなされる、その妥当性なり経緯を踏まえて、当然、比較研究していく中で構成資産の見直しは出てくる、そういったことはやはり了解されていっているわけですか。そこをちょっとお聞きしておきたい。

【小林世界文化遺産室長】 基本的には、まず、自治体で設置されている専門家の会合などでそういったご示唆をいただいてご検討されたものについて、ワーキンググループで引き続きご検討いただいて、おっしゃるように妥当かどうかも含めてご審議いただく、ご了解いただく形になっておまして、その後、そのことも含めまして、いろいろな全体のコンセプト、世界遺産足りているか、構成資産が十分かどうかとか、保全方策が十分かどうかということも全部含めまして、こちらの世界遺産特別委員会でもまたご審議いただくという形になってございます。

【清水委員】 その関連で教えていただきたいのは、例えばそういうワーキングで議論されていることが、構成資産の見直しが進んでいく中でどういう議論がされているのかというのが、私は当然初めてですからわからないのですよね。それぞれの資産のところまで

ういう議論になっているということが伝わるようにしていただければ、これはお願いですが、けれども、そういったことは可能なのでしょうか。

【小林世界文化遺産室長】 ワーキンググループでどんな議論があったということは、こちらの委員会のほうにもご報告させていただきたいと思います。

【西村委員長】 現実的に最初に暫定一覧表を選んだときと、それぞれのところで議論していくとコンセプトが大分変わったりしてきているので、その辺をもう一回レビューするといいますか、今の状況はどうか。今日、資料6で報告いただいたのはまさにそこなんですけれども、それがどれくらい今どういうふうに変ってきて、どこが強調されるようになったとか、何か動きがわかるような説明があると、聞いている側としてもいいかもしれませんね。その辺の説明の工夫もしていただけるといいかもしれない。

ほか、最初の会議なんですけれども、何かご発言があれば。

【惠委員】 今のお話は、おそらく今後の日本の提出の戦略にもかかわるので、第5ワーキンググループでお話がある程度整理されるという理解でよろしいでしょうかという質問が1つと、あと、それぞれの追加をしたいとか、修正をしたいというサイトから上がってくるプロセス自体が見えるんでしょうかというのと、このあたりが情報として、それぞれ専門家のおっしゃる視点が日本の戦略にも十分に使えるいいポイントだったりすると、それはまた新たな日本としての出し方になるのではないかなと思ったので、確認をさせていただければと思いました。

【小林世界文化遺産室長】 まず第5で検討するのかというご質問ですけれども、むしろ個々・個別の資産をご検討いただく中で、例えばその案件でしたらその構成資産で十分かどうかということは、各第1から第4ワーキンググループでむしろご検討いただくことになるかと思っております。

2つ目のご質問で、プロセス自体、先ほど申し上げましたように、特別委員会のほうでも検討経過をご報告したいとは考えておりますけれども、すごく長い期間検討が進められている、すべて詳細なご報告というよりは、例えば比較調査をしていく中で、なぜこの資産が入らないのか、完全性の説明ですとか、比較との関係で、なぜそういう資産構成になっているのかというご説明をさせていただく観点でご報告させていただくことが主体になるかと考えております。もしかして質問の意味を取り違えているかもしれないのですが。

【惠委員】 私の理解ですと、当然基準に照らしてどちらも検討されると思うのですが、その中で議論として新たなリンクエージの発想があって追加されたとかということが、独自の、

こちらからの提案のときの戦略に使えるのか使えないのかということをおもひましたので、そこら辺がどこで取り上げられるのかなと思ひまして。

【小林世界文化遺産室長】 ぜひそういうご意見をいただきましたら、私ども事務局のほうから、その資産を検討していく過程に反映させていただきたいと思ひます。ただ、現実的な話で恐縮なんですけれども、非常にお忙しい先生方に世界遺産特別委員会を開催してお集まりいただく際に、なかなか個別資産の個々具体の、例えば次に推薦するものについてじっくりご検討いただく場合と、今日のように一般にご報告させていただいて、それぞれの進捗状況をご報告する場合もあるわけですが、なかなか個々個別のものに入って審議いただくというのが、最後のどうしても推薦書を出す段階、あるいは暫定に載せる段階という、かなり節目節目のところはどうしても現実的には多くなってしまっておりまして、そのことを考えますと、非常にご負担で恐縮なんですけれども、例えば本日のように全体の準備状況をご説明させていただいている中で、もしご専門の観点からお気づきの点がありましたら、ぜひ、事務局に、どういった形でも結構ですので、ご助言、ご意見をいただきましたら、それを現在検討を進めている自治体のほうにも、そういったご意見をぜひ反映させるといいですか、伝えたいと考えております。そうではないと、どうしても最後の段階で非常に重要な大きな視点をいただけてしまいますと、やはり自治体のほうも準備が間に合わなくなったりするかと思ひますので、なるべくその過程でいろいろなご意見をいただけるように、こちらもおもひしていきたくは思ひますが、多少そういう事務的なと思ひますか、物理的な制約の中で最大限の努力をさせていただきたいと思ひます。

【稲葉委員長代理】 個々個別の遺産の議論は県の委員会で具体的には進んでいますよね。その議事の内容をどこまで把握できるかは、県によって公開はさまざまですので、なかなか難しい。それを今度は対局から見るワーキンググループにいつの段階でどういうふうに相互の関連を持ってくるのかというのがやはり課題だと思ひていまして。私の理解ですと、現時点では個別のものは各県の委員会で比較検討を含めて何を選ぶかということについても議論が進んでいるというふうに理解しています。

ただ、岡田委員から話がありましたように、もっと大局的に相互を連携させる暫定リストのあり方というのは、国の委員会でしかできないことだろうと思ひますけれども、その辺は上手な連携がワーキンググループとあちらの間でとれていくと、県との間でとれていくといいなと思ひます。

【西村委員長】 ほかに何かありますでしょうか。

【小風委員】　　ちょっと議事をさかのぼらせるようで大変申しわけないのですが、資料8のところでは幾つか質問があるんですけども、一番お聞きしたいのは、別紙の1、2のところの※のところ、九州・山口の近代化産業遺産群についてはこのスキームではやらないと書いてあるように読めるんですが、それでよろしいのでしょうか。

【小林世界文化遺産室長】　　逆にこの別紙1と2は、九州・山口の場合は文化財保護法以外の手法ということで、つまり、別紙1でいきますと、文化庁がこの稼働資産という、関係省庁とか所管省庁には具体的には入っていないということです。個別の資産の保全方策につきまして、文化財保護法を使わないということで、したがって、文化庁が関連産業、所管省庁には九州・山口の場合は入らないと。ただし、一般ルールとしては稼働資産につきましても、この一番上のほうの青い矢印のところ、最も適切な法律に基づく手法と、協議会の枠組みによる保全というふうにございますので、最も適切な法律がその資産について稼働しているものであっても、文化財保護法であれば、それは文化庁がこの関係産業所管省庁にも入ってくると。ただ、九州・山口の場合については、それはやらない、稼働資産については文化財保護法は使わないということを経験とすると意味でございます。

【小風委員】　　つまり、九州・山口の場合には既に構成資産がほぼ固まっているので、それを参照した場合には文化財保護法が適用されないという、そういうことがもう既に決定しているということですね。

【小林世界文化遺産室長】　　はい、稼働資産については、それを原則とするというのがこちらの考え方でございます。

【小風委員】　　でも、別紙3を拝見すると、文化審議会が稼働資産についても、価値にかかわる意見、あるいは保全方策にかかわる意見を述べることができるようになっておりますが、これはどういう関係になるんですか。

【小林世界文化遺産室長】　　一応、原則としては具体的な保全方策については使わないということが現在仕組みとしては考えられているわけですけども、ご指摘のように、むしろ例えば文化財保護法のほうが適しているのではないかというご意見なども含めて、この文化審議会で大きな意見をいただくということでございます。

【小風委員】　　それは、じゃあ、特別委員会で議論があって、そこで決まるという。

【小林世界文化遺産室長】　　最終的には稼働資産のための特別委員会で議論されますが、その前に文化審議会から意見を出すという形になります。

【小風委員】　　2つの問題があると思います。1つは、文化財保護法そのものの問題にも

かかわるかと思いますが、それは別としても、ほかの法律といった場合に、一体その法律でほんとうに担保できるのかという問題はどこで検討されるのでしょうか。

【小林世界文化遺産室長】 2 つ目のご指摘ですけれども、それも含め、世界遺産として出す以上、特別委員会でも議論されなければいけないと考えますし、それが大きな役割だと思いますが、ただ、文化審議会のほうでも保全方策にかかる意見ということで、それが十分かどうか、いろいろな、例えば新たな協定ですとか、そういった方策で十分かどうかということも文化審議会でもご議論いただいて、意見を特別委員会で出すということだと思います。

また、1 点目の文化財保護法の問題にもかかるということで、多分、ご指摘の点は、その文化財保護法の適用についてだと思いますが、今回、一般ルールのほうでは文化財保護法も含めて今後一番適当な法律を使っていくということになっておりますが、ただ、あくまでも九州・山口の場合には、所有者のご意向が強いものですから、稼働中の遺産についてはそういった所有者の方の産業を続けたいという、そこへの影響を最小限にするという観点で、今回は文化財保護法以外の法律を使うことを原則とすると、現段階ではなっております。

【小風委員】 はい、わかりました。ご説明はわかったのですが、このスキーム自体にはかなりの問題を含んでいるのではないかという気がいたしまして、ほんとうに国の責任で、イコモスあるいはユネスコが要求するだけの保全措置を講ずることができるかどうかというのは、かなり際どい問題をいろいろ含んでいるのではないかという気がいたします。特に、例えば鉱山保安法などでは、非稼働になった場合には撤去しなければいけないという規定がたしかあったと思うので、そうなってくると、法律同士がバッティングする可能性も出てくるわけですね。一体それをほんとうにこの特別委員会なり省庁連絡会で調整ができるのだろうか、法律の問題になった場合に一体どこまでそれが調整できるのかというのが、一番私心配なところなのですけれども、その点について、今回のご説明は、特に九州・山口を意識したものかなと思われそうですが、今後この枠組みがほかの産業遺産、例えば佐渡とかですね、富岡の場合はまたちょっと別だろうと思いますけれども、また新たに暫定リストに入ってくるような産業遺産があった場合に問題になってくる可能性は十分あると思いますので、今回はこういう形で決まったというのは理解しましたがけれども、産業遺産そのものはどういうふうに保全していくのか、特に稼働中のものをどう保全していくのかというのは、この特別委員会で議論することも大事ですけれども、この委員

会でも議論していく必要があるのではないだろうか。そうでないと、例えば諮問を受けた場合にケースバイケースでしか答えられないというのも、大きな問題を残すのでは、今後の課題としてそういう問題が残っているのではないかと思いますので、このスキームはスキームとして、この委員会の役割としてやはり独自に検討していく必要があるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

【小林世界文化遺産室長】 はい。まさにおっしゃるとおり、今具体的な事例も挙げていただきましたけれども、そういった問題も含めて、産業遺産も結局文化遺産の一部でございますので、そういう意味で非常に広く文化遺産共通の観点からのご意見いただくことが、もちろん稼働中だという特質も踏まえながら、そういうご意見をいただくというのは大変貴重な機会だと思っておりますので、ぜひ、お願いしたいと考えております。

また、先生から先ほどご指摘いただいた点に関しましては、日本イコモスのほうからも非常に厳しいご意見をいただいておりますし、前ユネスコ松浦事務局長のコメントを新聞か何かで拝見しましたけれども、世界遺産にはパーツ・パーツ、個別資産の議論だけではなくて、全体を通じた考え方とかそういったものも踏まえないといけないということでご指摘いただいておりますので、私どももそのような観点で進めたいと思っておりますし、こちらの審議会でもそういったご意見をいただければと思います。ありがとうございます。

【西村委員長】 ありがとうございます。全体として文化遺産を世界遺産委員会に提出したり、ハンドリングするのは文化庁以外にあり得ないわけなので、そういう意味では全体をきちんとした形で掌握できるような仕組みが大事だと思います。

もう一つ、稼働中の産業遺産を現在でも文化財指定している場合があるわけなので、もっとうこういうものを進めていただいて、それぞれの企業に理解を得ていく、また、稼働とうまいバランスがとれるような文化財保護の仕組みというのを、文化庁側でも今後努力してもらい必要があるのではないかと。そうすればこの問題は、おのずとあるところに収れんしていくのではないかなと思いますので、ぜひ、その辺工夫していただきたいと思いません。

【矢野記念物課長】 ご指摘のとおりでありまして、庁内でもそのことについてはもう少し掘り下げて検討しようじゃないかと、これをきっかけに考えておりますので、日本イコモスの意見の中にも、文化財保護法というか、文化庁でもちゃんと考えてくださいというご意見あったかと思えます。それを踏まえて、適切に対応していきたいと思っております。

以上です。

【佐藤（信）委員】 今のお答えの中で、私の聞き違いかもしれないんですが、九州・山口については別紙1の左側だということだと思うのですが、ただ、最も適当な法律が文化財保護法である場合もあるとおっしゃって、今、構成資産30の中で13が国指定史跡ですよ。だから、私は堂々、文化庁もこれに関与してリンクして、いろいろ意見を言っていたきたいと逆に思っているのですけれども、その点確認したいんですが。

【小林世界文化遺産室長】 すみません、例えば別紙1ですけれども、全体の九州・山口の中で、例えば三菱造船のドックなどは稼働資産のほうに入るわけですが、動いていないほかのグラバー邸とかそういった非稼働の資産につきましては、右側の枠組みになっておりますので、当然、文化庁も保全方策、九州・山口の件につきましても、非稼働の資産についてはかかわっていくことになっております。

さらに、別紙2でございますけれども、全体の稼働も非稼働も含めた九州・山口全体の保全方策の委員会の中には文化庁も入っております。また、最初の九州・山口ではない、産業遺産の一般論としましては、稼働資産の場合も最も適切な法律というのが、文化財保護法が使われることも今後あり得るといって今回決定になっております。

【佐藤（信）委員】 先ほど西村先生がおっしゃったように、稼働資産の場合でも、文化財保護法の枠組みの中に入るものがあれば、それは稼働していても文化庁の管轄になりますね。

【小林世界文化遺産室長】 はい。

【佐藤（信）委員】 はい、わかりました。

【西村委員長】 よろしいでしょうか。ほかに何か。

では、その他ということで、今後の日程等について事務局からお知らせいただいて、閉会としたいと思います。

【小林世界文化遺産室長】 次回、本委員会の開催につきましては、7月中の開催をめぐりまして、また改めて先生方の日程調整をさせていただきたいと思っております。

また、今後各ワーキンググループを開催させていただきたいと考えておりますので、関係の先生方にぜひご協力をお願いしたいと思います。

【西村委員長】 ありがとうございます。それでは、ちょっと延びましたけれども、これで第1回の特別委員会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —